㈱　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと。）

㈴　平成25・26年度において、独立行政法人国立印刷局における測量・建設コンサルタント等の競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成27年３月31日までの資格審査結果通知書の写し

㈵　平成27・28年度において、財務省所管の測量・建設コンサルタント等の契約における競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成29年３月31日までの等級決定通知書の写し

なお、提出した者については、上記㈠登記簿謄本及び㈡納税証明書の提出を省略することができる。

ハ　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者に該当する場合は、併せて次の書類を添付し申請するものとする。

㈠　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

㈡　貸借対照表及び損益計算書

⑷　外国事業者が申請する場合

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ロ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

ハ　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

３　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事については、総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書の総合評定値を付与数値とする。したがって、建設工事の種類の選択はできないものとする。

⑵　測量・建設コンサルタント等については、上記２⑴イ㈡に示す申請受付場所において閲覧に供する各項目の付与数値に基づき算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑶　競争に参加できる者の資格は、上記⑴、⑵により付与された数値を、別記の区分⑴に基づいて格付する。

４　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により、郵送にて通知する。

５　資格の有効期間

競争参加資格の有効期間　平成27年４月１日から平成29年３月31日までとする。ただし、随時の申請の場合は、資格を付与された日から平成29年３月31日までとする。

６　競争参加資格を有する者の名簿の公表

独立行政法人国立印刷局のホームページにより公表する。

７　その他

⑴　受付票を希望する者は、資格審査結果通知書送付用の封筒のほかに、返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと。）を同封して提出すること。

⑵　申請書は、独立行政法人国立印刷局の指定する様式とする。

⑶　決定された資格は、独立行政法人国立印刷局の全ての機関に対して有効である。

⑷　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」に、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、上記２⑴イ㈡に掲げる場所に速やかに提出すること（変更届の入手方法は申請書と同じ。）。

イ　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㈠　資格審査結果通知書（写し）

㈡　登記簿謄本（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

ロ　「建設工事の種類」又は「競争参加資格希望業種区分」の場合

㈠　資格審査結果通知書（写し）

㈡　総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書（建設工事の場合に限る。）

㈢　登録証明書等の写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）（測量・建設コンサルタント等の場合に限る。）

⑸　有資格者が申請後「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（写しでも可とする。）を添え、申請書を提出した受付機関に速やかに変更届とともに提出すること。

イ　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

ロ　認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

ハ　上記イに伴う競争契約参加資格審査申請書変更届

別記　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　⑴付与数値：等級⑵等級：予定価格の範囲〕

１　建設工事（総合建設工事）

⑴　1,250以上　：A
1,100以上　1,250未満：B
850以上　1,100未満：C
850未満　：D

⑵　A：72,000万円以上
B：30,000万円以上　72,000万円未満
C：　6,000万円以上　30,000万円未満
D：　6,000万円未満

２　建設工事（総合建設工事以外の工事）

⑴　900以上　：A
700以上　900 未満：B
700未満　：C

⑵　A：1,500万円以上
B：　500万円以上　1,500万円未満
C：　500万円未満

３　測量・建設コンサルタント等

⑴　145以上　：A
85以上　145未満：B
30以上　85未満：C

⑵　A：1,000万円以上
B：　350万円以上　1,000万円未満
C：　350万円未満

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 26 年 12 月 12 日

契約担当役

独立行政法人物質・材料研究機構

総務部門総務部参事役　木曽　明雄

◎調達機関番号　513　◎所在地番号　08

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量　構内ネットワーク関連機器　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入目的　第３期中期計画期間の５ヶ年にわたりＩＴ室が提供している構内ネットワークが平成28年３月末をもって賃貸借期間の満了を迎える。急速に変化する機構内外のＩＴ環境・要求に対応し、かつこれまでの運用をとおして分かった「情報セキュリティ対策の更なる増強」、「ＢＣＰ対策」及び「外部連携活動の支援」等も考慮した、全職員が便利かつ安全・安心に利用できる構内ネットワークを目指し、平成28年度からの第４期中期計画期間における次期構内ネットワークシステムを更新するため。

⑸　導入予定時期　平成27年度第４四半期以降

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件

現在使用している構内ネットワーク関連機器（賃借）の更新を行う。更新後５年間に大幅改修を必要とせずに利用できることとし、下記の要件を満たすこと。

Ａ　つくば地区拠点間幹線は千現地区中心のスター型トポロジー構成で、千現―並木間は10Gbps以上×４、千現―桜間は１Gbps以上×４のＬＡＧによるフォールトトレラント構成とすること。

Ｂ　各拠点のコアスイッチ―フロアスイッチ間は、１Gbps以上の縮退可能な構成とすること。

Ｃ　ユーザー向け支線系は建物に依るが現行の100Base―ＴＸあるいは1000Base―Ｔを採用すること。